

令和5年度

仕 様 書

業務名：篠路破碎工場分岐棟等運転業務

札幌市環境局環境事業部

白石清掃工場

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 業務の概要
- 第3条 業務の履行
- 第4条 業務時間
- 第5条 業務の対象範囲
- 第6条 委託者権限の分担
- 第7条 業務責任者等の選任
- 第8条 業務責任者等の資格要件
- 第9条 業務責任者等の職務
- 第10条 業務従事者の配置
- 第11条 運転業務計画書
- 第12条 業務その1【運転・監視】
- 第13条 業務その2【維持管理】
- 第14条 業務その3【その他の管理】
- 第15条 委託者の業務・工事への協力
- 第16条 労務管理及び安全衛生管理
- 第17条 教育及び訓練等の実施
- 第18条 緊急事態発生時の体制
- 第19条 緊急事態発生時の対応
- 第20条 火災及び盗難の防止
- 第21条 整理及び整頓
- 第22条 工場設備及び建築物の修理または改造
- 第23条 別契約の業務等
- 第24条 秘密の保持
- 第25条 関係法令等の遵守
- 第26条 委託者による立会い等
- 第27条 検査
- 第28条 事務室等の使用
- 第29条 費用負担の範囲
- 第30条 貸与品
- 第31条 保険の加入
- 第32条 環境への配慮
- 第33条 提出書類
- 第34条 業務の引継ぎ等
- 第35条 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項
- 第36条 業務における新型コロナウイルス等の感染予防対策

第37条 その他

【別紙1】 篠路破碎工場分岐棟等位置図、配置図、各平面図

【別紙2】 工場設備主要機器一覧表

【別紙3】 工場設備機器点検整備一覧表

【様式1】 直勤務日誌

【様式2】 給水設備日誌

【様式3】 電気日誌

【様式4】 熱源日誌

【様式5】 蒸気ボイラ運転日誌

【様式6】 給水設備点検(週例)残留塩素測定

【様式7】 蒸気ボイラ定期自主検査表

【様式8】 換気設備月例点検表

【様式9】 電気関係月例点検表

【様式10】 防火管理自主検査表

【様式11】 A重油及び薬品タンク点検表

【様式12】 業務用冷凍空調機器簡易点検記録表

【特記様式1】 業務従事者名簿(一般用)

【特記様式2】 業務従事者配置計画書

【特記様式3】 業務従事者健康診断受診等報告書(一般用)

【特記様式4】 業務従事者支給賃金状況報告書

(目的)

第1条 この仕様書は、札幌市が所管する篠路破砕工場敷地内施設の分岐棟、管理棟等（以下、「分岐棟等」という。）における運転業務の適正な履行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 篠路破砕工場分岐棟等運転業務
- (2) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 履行場所 札幌市北区篠路町福移153番地
- (4) 敷地内施設の概要

ア 敷地面積 169,635㎡（ごみ資源化工場敷地を含む。）

イ 建築物の構造・規模

次に掲げる分岐棟及び管理棟から構成され、建築物の位置及び配置等は【別紙1】篠路破砕工場分岐棟等位置図、配置図、各平面図による。

(ア) 分岐棟

機能 破砕工場、ごみ資源化工場、チップ工場、ごみ貯留サイロ等ごみ処理（貯留）施設へのインフラと火災時の消火水を供給するごみ受入処理上重要な保安施設。

構造 鉄骨造、平屋建

建築面積 370.5㎡

延床面積 370.5㎡

(イ) 管理棟

機能 ごみ資源化工場ほか施設管理業務受託者及び本業務受託者が、ごみの受入・処理及び敷地内各施設を統括するための重要な保安施設。

構造 鉄筋コンクリート造、地上2階

建築面積 1,105㎡

延床面積 1,992㎡

ウ 主要設備の概要

設備機器の仕様等は、【別紙2】工場設備主要機器一覧表のとおりである。

(業務の履行)

第3条 受託者は、分岐棟等の運転業務を円滑に行うとともに、各施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、札幌市環境局環境事業部保安規程及び第11条に定める運転業務計画書その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務時間)

第4条 分岐棟等運転及び管理業務の業務時間は下記のとおりとする。

- (1) 運転・監視業務 : 2交代制で24時間連続業務とする。
- (2) 維持管理業務 : 8:30～17:00 (日曜・1月1日～3日は除く。)
- (3) その他の管理業務 : 8:30～17:00 (年末年始・土日・祝日は除く。)

※休日等及び平日夜間の監視業務は除く。

(業務の対象範囲)

第5条 業務の対象範囲は、【別紙1】篠路破碎工場分岐棟等位置図、配置図、各平面図に示す業務管理区域内として、分岐棟等における次に掲げる各設備とする。なお、詳細は【別紙3】工場設備機器点検整備一覧表のとおりとする。

- (1) ボイラ設備
- (2) 換気設備
- (3) 上水設備 (共同溝内を含む。)
- (4) 井水設備
- (5) 排水 (汚水、雨水) 設備 (共同溝内を含む。)
- (6) 消火設備
- (7) 電気設備 (共同溝内を含む。)
- (8) 建築物及び建築設備 (油脂庫を含む。)
- (9) その他設備

(委託者権限の分担)

第6条 委託者の業務主任が取扱う業務の内、業務に係る指示や協議、立会、履行状況の確認等に対する業務権限を「ごみ資源化工場ほか施設管理業務」(以下「管理業務受託者」という。)の業務責任者及び業務担当者に委託する。

また、受託者は前記の管理業務受託者の指示に従い受託業務を履行すること。

(業務責任者等の選任)

第7条 受託者は、業務責任者及び業務副責任者を選任し、氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。業務責任者等を変更したときも同様とする。

- 2 前項の規定により選任された業務責任者等が、病気等により、長期にわたり職務の遂行が困難なときは、新たに業務責任者等を選任しなければならない。

(業務責任者等の資格要件)

第8条 業務責任者等の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、ごみ処理施設に係る廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した者、または、プラント施設の運転及び保全業務に関し10年以上の実務経験を

有する者であつて、管理監督者としての経験を有する者であること。

- (2) 業務副責任者は、プラント施設の運転または保全業務に関し5年以上の実務経験を有する者であつて、管理監督者または代行者としての経験を有する者であること。

注) プラント施設とは、工場立地法施行規則第2条一における生産施設、もしくは官公庁のごみ処理または上下水道施設とする。

(業務責任者等の職務)

第9条 業務責任者等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者はこの契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する職員の監督を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限は除く。
 - (2) 業務責任者は、関係法令等を遵守するとともに、現場作業の安全及び秩序を保ち、ごみ処理施設が受け持つ一般廃棄物処理の重要性、各施設の特性を理解した上で事故、火災、盗難の防止に努めるものとする。
 - (3) 業務責任者は、業務従事者に適切な指導監督を行い、技能の向上及び事故の防止に努めるものとする。
 - (4) 業務責任者は、履行場所内の異常または故障を発見したときは、速やかに適切な処置をとるとともに、管理業務受託者に報告するものとする。
 - (5) 業務副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故または不在のときは、その職務を代理するものとする。
- 2 受託者は、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使する場合は、あらかじめ当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務従事者の配置)

第10条 受託者は、業務を適切かつ安全に履行するために、次に掲げる資格者を業務従事者として配置するものとし、その氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。

- (1) 第二種電気工事士以上、または同等と認められる修了証を取得している者
- (2) 一級ボイラー技士免許以上を取得している者
- (3) 危険物取扱者免状乙種第四類を取得している者
- (4) 特定化学物質等作業主任者を取得している者
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
- (6) 玉掛け技能講習を修了した者
- (7) ガス溶接技能講習を修了した者
- (8) 小型車両系建設機械特別教育を修了した者
- (9) 刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者

(10) ダイオキシン特別教育を修了した者

なお、資格者は重複しても差し支えない。

- 2 受託者は、業務従事者の中から必要とする作業主任者、取扱責任者に係る作業指揮者を選任しなければならない。
- 3 業務従事者には、業務責任者等を含むものとする。
- 4 受託者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として変更の14日前までにその氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 5 受託者は、業務従事者を変更するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替させるものとする。
- 6 運転・監視業務従事者の勤務サイクルは2交代制として、1直及び2直勤務者には、一般廃棄物処理施設において、1年以上の運転業務、または当該施設で設備維持管理業務の実務経験者を、各班1名以上配置すること。
ただし、実務経験者とは、当該施設により、自らが機器の運転、点検、整備及び整備計画等の実務を経験した者とする。
- 7 維持管理業務及びその他管理業務従事者は、日勤班制をとり、前記6に示す実務経験者を1名以上従事させて、機器の運転管理及び修理、修繕等の業務を円滑に実施できる体制とする。

(運転業務計画書)

第11条 受託者は、委託者が定める保全計画に基づいた業務の総合的な計画をまとめた運転業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

なお、運転業務計画書の作成にあたっては、委託者が別途行う関連業務との調整を図るものとする。

(業務その1 運転・監視)

第12条 業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 分岐棟等における設備機器の運転操作及び記録等
 - (2) 定期整備(破碎工場等)の委託整備業者入出場時の監視等
 - (3) 分岐棟等の整理、清掃等
 - (4) 破碎工場受入ステージ発火監視設備及び火災報知設備(分岐棟一括警報を含む)の監視等

※ 発火監視装置故障時その他必要と認める場合は、破碎工場受入ステージ等の臨時巡回を行い火災予防に努めること。

2 受託者は、分岐棟等の運転にあたり、受託者が作成した運転業務計画書、委託者が貸与する機器取扱い説明書及び操作説明書に基づき、適正に業務を履行しなければならない。

3 受託者は、分岐棟等の運転にあたり、経済的かつ効率的な運転業務に努めるもの

とする。

4 第1項に定める記録は、第33条に定める各日誌の作成と運転業務上必要な情報の記録であって、記録したものは必要に応じて、運転業務日報等により管理業務受託者に報告するものとする。

5 委託者の実施する工事等に伴い、運転業務計画及び運転方法等の変更が必要なときは、業務責任者は管理業務受託者と協議のうえ、これを変更するものとする。

(業務その2 維持管理)

第13条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常点検

運転状態の分岐棟等設備機器に対して、巡回しながら計器等の指示値確認、目視、聴覚、触手等簡易な方法による機器動作状況の確認、さらに、日常的に行う点検、調整、清掃及び記録等

(2) 定期点検

工場設備機器の機能を維持するため、点検周期を定めて定期的に行うシーズンイン及びシーズンオフ点検を含む点検、調整、清掃及び記録等

(3) 臨時点検

ア 分岐棟等設備機器に異常が発生した場合、または発生の恐れがある場合、さらに自然災害による異常が発生した場合等に対処するために行う特別点検

イ 分岐棟等設備機器の損傷、腐食及び磨耗状態を把握し、委託者が立案する保全計画の基礎となる調査点検及び記録等

(4) 工場設備機器の一般的な修繕、補修等

(※一般的な修繕、補修とは、専門知識や専門技術、特殊工具等が不要で日常業務での機器修繕及び補修ができる範囲とし、案件により、委託者と協議するものとする。)

(5) 定期点検及び故障を含む停止時における使用機器及び系列の切替え作業

(6) 機器停止期間中の点検・整備、清掃及び各種保安装置の確認試験

(7) 委託者の実施する定期整備期間中による点検、整備、補修

(8) 故障修理は、専門的な技術及び特殊な技術を必要としない範囲での措置

(9) 薬品等の補充、仕込み及び記録等

(10) 薬剤、消耗品及び油脂庫の在庫管理、報告及び受入の立会い

(11) ボイラ水の水質試験及び記録等

(12) 分岐棟等設備機器の据付け場所、各種水槽及び排水溝等履行場所内の整理及び清掃等

(13) 貸与品の管理

(14) 故障履歴、整備台帳の作成及び報告

(15) その他、委託者が必要と認める事項

2 第1項第4号に定める一般的な修繕、補修の機器名、及び修繕作業の内容について

ては【別紙3】工場設備機器点検整備一覧表による。

- 3 整備内容の詳細は、管理業務受託者と協議のうえ決定するものとする。また、ごみ受入停止期間でなければ実施することのできない故障や不良箇所の補修、修繕とする。
- 4 第1項に掲げる業務の内容は、分岐棟等の運転に関して一般的な事項を定めるものであり、記載のない事項にあっても分岐棟等の良好な運転を維持するうえで必要な事項については、委託者または管理業務受託者と協議して必要な措置を講ずるものとする。
- 5 受託者は、第1項に定める点検を行った結果、異常または故障を発見したときは、速やかに管理業務受託者に報告するとともに、原因調査及び補修を行い、その経過を記録、報告しなければならない。ただし、軽微なものについては、直ちに措置するものとし、同じく記録、報告をする。
- 6 受託者は、第1項に定める業務を継続して行い、委託者が行う保全計画のためのデータとして整理し、当該年度の保全計画に含まれない機器設備の状況の変化を見極め、整備の必要性の判断等を行い、管理業務受託者に報告するものとする。

(業務その3 その他の管理)

第14条 休日等及び平日夜間の監視業務

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という）並びに休日等以外の日の午後5時から翌日午前8時30分までにおける建築物の監視業務（以下「休日等及び平日夜間の監視業務」という。）
- (2) 分岐棟等の施錠の確認及びインターホンによる正面玄関の入出管理
- (3) 分岐棟等の火災及び不法侵入者の監視、管理業務受託者への速やかな報告等
- (4) 篠路破碎工場棟、ごみ貯留サイロ棟、計量所棟の火災及び不法侵入者の監視、管理業務受託者への速やかな報告等
- (5) 計量受付機器の故障時に、ごみ搬入車両の計量値確認と搬入ごみ重量の確認や集計等、別途発注の「計量及び徴収業務」受託者に対する補助的応援対応
- (6) 土曜日の9:00から16:00までの時間帯における市民からの電話問合せ対応を行い、その際は札幌市を代表する立場で誠意をもって対応すること

2 業務報告及び事務業務

- (1) 管理業務受託者との業務打合せ
- (2) 日報、月報、年報、運転記録及び各種報告書の作成、報告及び整理等
- (3) 業務の履行にあたり、第28条に定める事務室等の整理及び清掃等
- (4) 業務責任者は、毎日業務従事者の業務引継ぎに関する打合せを実施し、当日の作業内容等を管理業務受託者に報告しなければならない。
- (5) 管理業務受託者との打合せ及び連絡調整は、原則、休日等以外の日に行うものとする。

3 その他業務

- (1) 業務管理区域構内（以下「構内」という。）【別紙1】に示す範囲での草刈り、植栽管理（冬囲含む。）、構内清掃（随時）。
- (2) 構内道路の除雪【別紙1】篠路破砕工場分岐棟等位置図、配置図、各平面図に示す範囲で、一部区域は除雪業務委託範囲と重複することがある。
- (3) 構内の案内表示等の補修及び整備
- (4) 構内搬入路入口付近設置の雨水排水貯留槽の点検、清掃（汚泥汲上げ等について状況により委託者と協議し実施可否を判断する。）
- (5) 隣接するごみ資源化工場（敷地内施設）の構内舗装道路、外構ネットの点検清掃、補修及び計量所の花壇の整備
- (6) 運転業務に付随する業務で、管理業務受託者と協議のうえ実施する業務
- (7) 構内道路及び建屋等に係る一部損壊などの修繕、補修等の業務

（委託者の業務・工事への協力）

第15条 受託者は、この業務に含まれていない法定検査、調査等の試料採取及び環境測定等の委託者が実施する業務・工事に協力するとともに、必要に応じ立会いを行う。特に本業務範囲外ではあるものの篠路清掃工場解体工事は関連が多く、プラント運転時の状況照会も想定されることから、請負工事業者への助言、立会、協力を責任をもって行うこと。

（労務管理及び安全衛生管理）

第16条 受託者は業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係諸法令を遵守し、業務従事者の労務管理及び安全衛生管理に留意しなければならない。

2 受託者は、業務従事者に対して作業上必要な安全保護具等を支給するとともに、危険防止対策等を実施し、労働災害の防止に努めるものとし、次に掲げる作業については、特にその安全確保に十分留意しなければならない。

- (1) ダイオキシン類汚染の可能性のある工場棟内の立会等
- (2) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- (3) 薬品及び燃料の取扱い作業
- (4) 高所作業
- (5) 電気設備の取扱い作業
- (6) 温度の高い場所における作業及び高温部に接触する恐れのある作業
- (7) 蒸気等にさらされる恐れのある作業
- (8) クレーンの取扱い作業及び玉掛け作業
- (9) ボイラの取扱い作業
- (10) 回転機器の取扱い作業
- (11) 粉じん等の発生する場所における作業

(12) 有機溶剤の取扱い作業

- 3 受託者は、常に業務従事者に公正、明朗、懇切丁寧な応対及び業務の迅速、かつ正確な取扱いを指導するとともに、随時必要な訓練を行い、サービスの向上を図るものとする。
- 4 受託者は、業務従事者に統一した衣服及び名札を着用させ、常に清潔な身なりを心掛けさせるものとする。
- 5 受託者は、業務従事者のみならず、近隣住民等を含めた安全衛生及び健康維持を最優先とし、事故等においても人的被害の抑制を第一に図るものとする。

(教育及び訓練等の実施)

- 第17条 受託者は、業務従事者に対して分岐棟等の適正な管理と安定した運転の維持とともに労働災害を防止するために必要な指導、教育及び訓練等を行わなければならない。
- 2 受託者は、労働安全衛生規則第36条に定められる業務の従事者に対し、速やかに必要な特別教育を実施すること。なお、該当する業務従事者に対し、十分な知識・技能を有するため特別教育を省略する場合には、委託者に申し出て許可を得ること。
 - 3 受託者は、第1項及び第2項の指導、教育及び訓練を実施したときは、その結果を書面をもって管理業務受託者に報告するものとする。

(緊急事態発生時の体制)

- 第18条 受託者は、地震、台風等の自然災害及び爆発、火災、停電等の重大事故による緊急事態発生に備え、業務従事者の非常招集体制を確立し、想定される緊急事態ごとに非常配備計画を含む緊急時の体制及び対応表を定め、教育及び訓練等を行わなければならない。特に休日、夜間は少人数での初期対応となるため日頃から教育訓練の積み重ねと、ごみ資源化工場運転業務における警備担当者とも連携を図ること。
- 2 受託者は、前項に定める非常配備計画を含む緊急時の体制及び対応表を現場における初期対応（二次災害等を考慮したもの）、関係機関への通報及び管理棟での被害状況の把握と指揮等に関し、必要かつ適切な人員配置を考慮したものとする。

(緊急事態発生時の対応)

- 第19条 受託者は、業務の履行において、常に緊急事態に対応できる体制を講じなければならない。緊急事態が発生したときは、速やか関係機関に通報し、あらかじめ定めた非常配備計画に従い、業務従事者を所定の場所に配置し、管理業務受託者と協議のうえ適切な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない

事情があるときは、受託者の判断において処置するものとする。

- 2 分岐棟等においては、火災その他の事故発生時における初期対応の遅れにより、長期間にわたる運転停止に至る恐れもあることから、受託者は、緊急対応のできる必要な人員を配置し、事故現場における迅速かつ適切な初期対応に努めなければならない。
- 3 受託者は、緊急事態の内容及び緊急事態に対する対応措置について、速やかに書面にて管理業務受託者に報告するものとする。
- 4 管理業務受託者は、災害防止その他業務の履行において特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(火災及び盗難の防止)

第20条 受託者は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、履行場所における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めるものとする。
- 3 受託者は、管理棟正面玄関その他の出入り口の施錠の状況を確認するものとし、管理棟正面玄関及び職員出入り口は、原則として休日等以外の日のみ午前7時に開錠し、午後7時に施錠するものとする。
- 4 工場敷地内（車内も含む。）は禁煙とする。

(整理及び整頓)

第21条 受託者は、履行場所を適宜清掃するとともに、不要な物品は整理、整頓し、良好な環境の維持保全に努めるものとする。

(工場設備及び建築物の修理または改造)

第22条 受託者は、業務履行のために工場設備及び建築物を修理または改造するとき、委託者の承諾を得なければならない。

(別契約の業務等)

第23条 この業務に関連し、委託者が発注する別契約の業務は次のとおりとする。

- (1) ごみ資源化工場ほか施設管理業務（下記ア～オの業務発注を含む。）
 - ア 管理棟（受託者の業務の履行に必要な事務室、更衣室等専用する部分は除く。）を業務範囲とする清掃業務
 - イ 消防設備等点検業務
 - ウ 上水受水槽等点検清掃業務
 - エ ボイラ点検整備業務
 - オ 第1種圧力容器点検整備業務
 - カ クレーン設備点検整備業務
 - キ 固形燃料等分析業務

- ク 草刈業務
 - ケ 雨水排水貯留槽清掃業務
 - (2) 計量及び徴収業務
 - (3) 車両受付及びごみ処理管理システム保守業務
 - (4) 定期整備業務
 - (5) 篠路破碎工場設備等運転業務
 - (6) 篠路破碎工場可燃物等運搬業務
- 2 業務責任者は、管理業務受託者のもと、前項に掲げる業務の業務責任者及び、委託者が発注し施工中である篠路清掃工場解体工事の現場代理人との調整を図り、円滑な業務の実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第24条 受託者は、業務の履行過程において得られた記録等を含む成果品を委託者の許可なく他人に閲覧、複写、または譲渡してしてはならない。

(関係法令等の遵守)

第25条 受託者は、業務の履行にあたり、大気汚染防止法その他関係法令等を遵守しなければならない。

(委託者による立会い等)

第26条 受託者は、委託者が立会いを必要と認めた業務については、当該立会いを受けて業務を履行しなければならない。

2 委託者は、受託者の立会いのもと、履行場所の業務開始前の状況の確認と貸与品等の引渡しを行うものとする。

3 委託者は、業務完了後速やかに受託者の立会いのもと、履行場所の業務完了後の状況と返却される貸与品等の状況の確認を行うものとする。

(検査)

第27条 受託者は、毎月末及び業務が完了したときは、報告書等を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、受託者の業務の履行を確認するため、委託者の定めた検査職員による検査を実施し、その結果を受託者に通知するものとする。

(事務室等の使用)

第28条 委託者は、業務の履行に必要な事務室、更衣室（作業衣ロッカー、洗濯機等を含む。）、浴室等及び駐車場（以下「事務室等」という。）を履行期間中、無償で貸与する。

- 2 受託者は、事務室等の使用期間中、受託者の過失により汚損等があったときは、直ちに修復するものとし、修復に要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、業務履行に必要な工具、機材、重機等について、委託者の所有物を借用したい場合は、委託者の許可を受けてから使用すること。また、必要な工具、機材等がある場合は許可を受けてから業務履行に使用すること。
- 4 受託者の業務履行に必要な備品等を事務室等内へ搬入して使用する場合は、その都度、委託者へ報告すること。

(費用負担の範囲)

第29条 業務の履行にあたり、必要とする経費の負担の範囲は、次のとおりとする。

(1) 委託者が負担する費用の範囲

- ア 電力、蒸気、水、温水の供給及び排水の処理に要する費用
- イ 整備、補修等に要する機械部品、各種薬品類、油脂類、洗浄油、養生シート類、記録用紙類、計測器等機器類の購入に要する費用
- ウ その他、委託者が特に必要と認めるもの

(2) 受託者が負担する費用の範囲

- ア 業務従事者の雇用に係る費用
- イ 受託者が使用する事務用備品、什器、外線電話等通信設備（テレビ受信料含む。）、電化器具、生活用品、衛生用品及び日用品類の購入等に要する費用
- ウ 業務従事者に貸与する作業服、安全靴、ヘルメット、防塵メガネ、防塵マスク
その他安全保護具類の購入等に要する費用
- エ 設備機器点検整備、工具類及び設備機器の補修、修繕に必要な雑資材類の購入等に要する費用
- オ 業務の履行に必要な通信費、運搬費
- カ 受託者の準備期間中における業務の引継ぎ等に要する費用

(貸与品)

第30条 委託者は、受託者が業務履行に必要な次に掲げる書類等を履行期間中、無償で貸与する。

- (1) 機器取扱い説明書、操作説明書、しゅん功図及び運転マニュアル等の工事完成図書類
- (2) 保守点検用工具類、備付け工具及び工作用機器類
- (3) 構内電話設備及び放送設備
- (4) その他、委託者が必要と認めるもの

2 受託者は、貸与品を損傷、盗難、紛失したときは、速やかに委託者に報告し、受託者の負担で弁償しなければならない。

3 受託者は、第1項第1号及び第2号に定める貸与図書類を委託者の許可なく履行場所から持ち出してはならない。

4 受託者は、貸与図書類を委託者の許可なく複写してはならない。

委託者の許可を得て複写したときは、業務完了後速やかに返却するものとする。

5 受託者は、業務完了後速やかに、貸与品を貸与時の場所及び状態に復旧し、返却するものとする。

(保険の加入)

第31条 受託者は、業務の履行上において、受託者の責に帰すべき事由により他人の身体または財物に与えた損害及び委託者の施設、設備等に与えた損害を補償する賠償責任保険等必要な保険に加入しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを遅滞なく委託者に提示しなければならない。

(環境への配慮)

第32条 受託者は、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項を実施することにより環境負荷低減に努めなければならない。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努める。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。

(4) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し極力節約に努める。

(5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施及び経済速度での走行等環境に配慮した運転に心がける。

(6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。

(7) 業務従事者に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について研修を行う。

(8) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

(提出書類)

第33条 受託者は、次に掲げる書類を作成して所定の期間に提出しなければならない。

(1) 準備期間内に委託者へ提出する書類

ア 運転業務計画書

(1部)

(ア) 業務概要書

(イ) 実施方針

(ウ) 現場組織表（業務従事者の業務分担表、勤務体制表、連絡体制表及び安全管理体制表等を含む。）

- (エ) 準備作業計画書
 - (オ) 火災、事故時を含む緊急時の体制及び対応表（非常配備計画を含む。）
 - (カ) 運転業務実施計画書
 - (キ) 保守点検整備計画書
 - (ク) 現場作業環境の整理
 - (ケ) 施設の管理及び使用の方法
- (2) 履行期間開始の日に委託者へ提出する書類（ 1部）
- ア 着手届
 - イ 業務責任者等指定通知書、業務責任者等経歴書
 - ウ 業務従事者届出書、業務従事者名簿、業務従事者経歴書
- (3) 履行期間の毎翌月第一就業日に委託者へ提出する書類
完了届（ 1部）
- (4) 毎日作成して、管理業務受託者へ翌日（休日等の場合は翌就業日）に各々1部を提出する書類
- ア 直勤務日誌（様式1）
 - イ 給水設備日誌（様式2）
 - ウ 電気日誌（様式3）
 - エ 熱源日誌（様式4）
 - オ 蒸気ボイラ運転日誌（様式5）
 - カ その他、協議した日誌類（必要に応じて）
- (5) 毎週作成して、管理業務受託者へ翌日（休日等の場合は翌就業日）に1部を提出する書類
- 給水設備点検（週例）残留塩素測定（様式6）
- (6) 周期点検に併せた点検結果に伴う随時提出書類
- ア 蒸気ボイラ定期自主検査表（様式7）
 - イ 換気設備月例点検表（様式8）
 - ウ 電気関係月例点検表（様式9）
 - エ 防火管理自主検査表（様式10）
 - オ A重油及び薬品タンク点検表（様式11）
 - カ 業務用冷凍空調機器簡易点検記録表（様式12）
 - キ 汚水排水マンホールポンプ点検日誌
- ※解体工事中につき必要に応じて随時提出
- ク 研修・教育・訓練等実施報告書（必要に応じて）
 - ケ 事故・故障等報告書（必要に応じて）
- (7) 受託期間満了日に提出する書類（休日等の場合は翌就業日）（ 1部）
- ア 貸与品等返納書（必要に応じて）
 - イ 搬入品リスト（必要に応じて）

(8) その他、提出時期を定めて委託者が指示する書類

2 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、その理由を明確にしたうえで、委託者と協議して変更するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第34条

1 次期受託者への業務引継ぎ等

- (1) 受託者は、次期受託者決定後に、次期受託者に対し業務引継ぎを行うこと。
- (2) 円滑な業務引き継ぎのため、業務内容の具体的な要領（運転フロー、機器の設定値、整備要領、緊急時対応等）について、引継用文書を作成するとともに、その引継内容については、委託者の許可を得ること。
- (3) 受託者は、本業務に係る次期受託者決定後、業務責任者、または関係法令等を含めた業務に精通する者が、次期受託者に対し、前記した引継文書による業務引継ぎを相当期間行うこと。
- (4) 業務引継ぎにあたり、引継文書で網羅できない内容については、工場内へ立ち入りのうえ教示すること。なお、立ち入りについては委託者の許可を得ること。
- (5) 前記(3)及び(4)にあたり、次期受託者の工場内立ち入りを円滑に受けること。
- (6) 業務引継については、本受託者が次期受託者となった場合は必要としないが、(2)に示す文書については作成して受託者において保管するものとする。
- (7) 業務引継に係る、日程等について次期受託者と調整すること。
- (8) 業務の引継ぎに係る作成文書は、引継ぎ終了後、委託者に提出すること。なお、成果品の権利は委託者に帰属する。
- (9) 引継ぎに係る履行報告書は、受託者及び次期受託者双方が署名捺印し、委託者に提出すること。なお、本受託者が次期受託者となった場合は必要としない。

(労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項)

第35条

委託者は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、【特記様式1】業務従事者名簿及び【特記様式2】業務従事者配置計画書を、業務の履行開始日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

【特記様式1】業務従事者名簿により報告のあった労働者の健康診断受診等状況を確認するため、【特記様式3】業務従事者健康診断受診等状況報告書を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、【特記様式4】業務従事者支給賃金状況報告書を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合には、受託者は、第1項の書面のほか、契約約款の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

(2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

（業務における新型コロナウイルス等の感染予防対策）

第36条 受託者は、新型コロナウイルス等の感染予防対策について、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など業務従事者等の健康管理に留意すること。

(2) コロナウイルス等感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。

(3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

（その他）

第37条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。